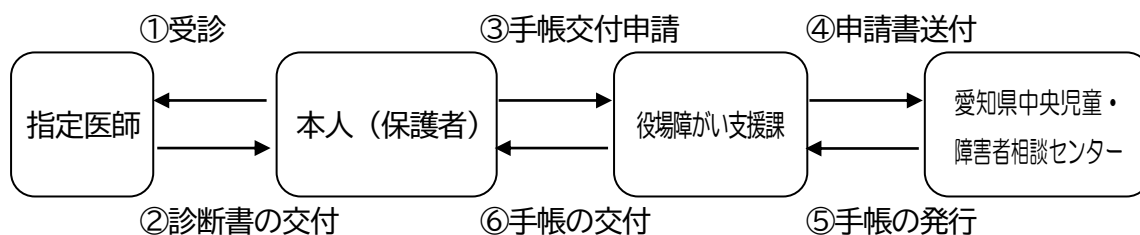


手帳の交付

障がいがあることを証明する手帳が交付されますが、その手続きは次のとおりです。
また、交付後に障がい程度に変更があった場合も同様の手続きが必要となります。

身体障害者手帳



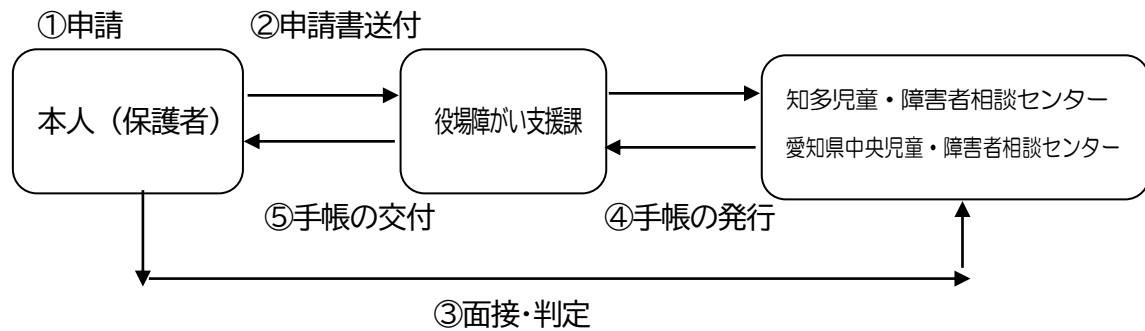
- 1 対象者 身体障がいのある方
- 2 判定機関 愛知県中央児童・障害者相談センター
- 3 障がい程度 次の部位について、障がいの程度により1級から6級に区分されます。
視覚、聴覚又は平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、
内部（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓）
- 4 申請先 障がい支援課
- 5 必要書類等

	新規申請	障害程度 の追加 ・変更	再認定	再交付	返還 (死亡等)
申請書	○	○		○	○
医師の意見書・診断書 (指定医師が記入した、作成 日が概ね3か月以内のもの。 障がいの部位により様式が 異なる。)	○	○	○		
写真(縦4cm×横3cm) ※最近1年以内に、脱帽で正面 を向き上半身を写したもの	○	○	○	○	
マイナンバーがわかるもの	○	○		○	○
本人確認書類	○	○	○	○	○
身体障害者手帳		○	○	○	○

6 留意事項

- ①手帳交付後に手当の受給手続きを始めとする福祉サービスの手続きをしてください。
- ②住所・氏名の変更、死亡等、障がいのある方に異動があった場合は必ず障がい支援課で
手続きをしてください。

療育手帳



1 対象者 知能指数（IQ）がおおむね75以下の方

2 判定機関

18歳未満	①知多児童・障害者相談センターで面接予約をする。 ② 障がい支援課に写真、療育手帳を持参し、申請書を提出する。 ③ 知多児童・障害者相談センターで面接を受ける。
18歳以降 初めての面接	① 愛知県中央児童・障害者相談センターで面接予約をする。 ② 面接の14日前までに障がい支援課に写真、療育手帳を持参し、申請書と再判定調査票（役場で書くもの）を提出する。 ③愛知県中央児童・障害者相談センターで面接を受ける。
18歳以降	障がい支援課に必要書類等を持参し、申請書と再判定調査票（役場で書くもの）を提出する。 ※新規申請は、障がい支援課で、必要書類等ご確認ください。

3 判定区分

A判定（重度）	IQおおむね35以下（身体障害者手帳1級～3級の方はおおむねIQ50以下）で日常生活において常時介護を要する方
B判定（中度）	IQおおむね36～50
C判定（軽度）	IQおおむね51～75

4 申請先 障がい支援課

5 必要書類等

	新規申請	変更 (住所等)	再判定	再交付	返還 (死亡等)
申請書	○	○	○	○	○
写真（縦4cm×横3cm） ※最近1年以内に、脱帽で正面を向き上半身を写したもの	○	△	○	○	
マイナンバーがわかるもの	○	○	○	○	○
本人確認書類	○	○	○	○	○
療育手帳		○	○	○	○

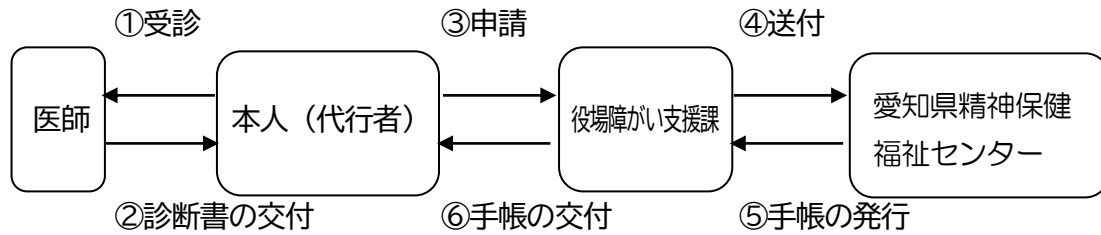
6 留意事項

- ①手帳交付後に手当の受給手続きを始めとする福祉サービスの手続きをしてください。
- ②住所・氏名の変更、死亡等、障がいのある方に異動があった場合は、必ず障がい支援課で手続きをしてください。
- ③障がいの程度を確認するため、「再判定」の手続きが必要になります。

再判定の時期は、手帳に記載されていますので、再判定の時期が近づきましたら、必ず障がい支援課で手続きをしてください。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのため、長期に日常生活または社会生活に制約のある方に交付されます。



- 1 対象者 精神障がいのある方
- 2 判定機関 愛知県精神保健福祉センター
- 3 障がい等級 手帳は、障がいの程度により1級から3級に区分されます。
- 4 申請先 障がい支援課
- 5 必要書類等

	新規申請	変更 (住所等)	更新	再交付	返還 (死亡等)
申請書	○	○	○	○	○
手帳用の診断書（作成日から3か月以内のもの） 又は 障害年金証書の写し （年金の振込通知書又は振り込まれた預金通帳の写し含む）	○	※1	○		
写真（縦4cm×横3cm） ※最近1年以内に、脱帽で正面を向き上半身を写したもの	○	※1	※2	○	
マイナンバーがわかるもの	○	○	○	○	○
本人確認書類	○	○	○	○	○
精神障害者保健福祉手帳		○	○	○	○

※1 等級変更時は必要 ※2 更新欄に空きがない場合は必要

6 留意事項

- ①手帳交付後に手当の受給手続きを始めとする福祉サービスの手続きをしてください。
- ②障がいの程度を確認するため、有効期限があります。有効期限の時期は、手帳に記載されていますので、有効期限が近づきましたら、必ず障がい支援課で手続きをしてください。有効期限の3か月前から更新の手続きができます。
- ③住所・氏名の変更、死亡等、障がいのある方に異動があった場合は、必ず障がい支援課で手続きをしてください。
- ④写真について、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う状態でも可能です。